

平成 2 2 年三条市議会第 3 回定例会請願文書表

受理番号	第 1 号	受理年月日	平成 2 2 年 6 月 2 1 日
件 名	市議会議場に国旗・市旗の掲揚を 求める請願		
紹介議員	久住久俊君 西川重則君 杉井 旬君 野崎正志君 高坂登志郎君		
請 願 文			
<p>【請 願 理 由】</p> <p>平成11年8月13日に施行された国旗及び国歌に関する法律により、それまで慣習法として定着してきた「日の丸」も国旗であると法律で定められました。自国の国旗に敬意と誇りを持つことは、世界の常識でもあります。</p> <p>国旗は、自国を象徴するものであり、我が国でも文化的行事や式典の際には国旗が掲揚されます。さきのバンクーバーオリンピックを始め、国際的なスポーツ大会の場において、私たちは「日の丸」の旗を振って日本を応援してきました。このように国旗「日の丸」は、日本人にとって自然かつ身近なものとして既に定着しております。</p> <p>また、他国の国旗や国歌に敬意を払うことは、相手の国の人々に敬意を表すことでもあります。国旗や国歌を大切にすることは、国際儀礼であり、国際社会に生きる基本的なマナーであります。</p> <p>今後ますます国際化する世界で、将来の担い手である青少年が我が国に対して誇りを持ち、他国の国旗を尊重する国際感覚を養うことは極めて大切な課題であると言えます。次代を担う青少年の育成のため、ひいては本市の更なる発展のため、市政執行部と住民の代表である市議会議員が一堂に会する議場に早急に国旗を掲揚されるよう求めます。</p> <p>同時に、より多くの三条市民に三条という郷土に誇りを持ってもらうためにも、平成17年10月に制定された市章を入れた市旗を、市民の代表で構成される市議会の議場に掲揚することが重要と考えます。</p> <p>以上の趣旨により、次の事項について早急の実施されるよう請願いたします。</p> <p>【請 願 事 項】</p> <p>1 三条市議会の議場に国旗・市旗を掲揚すること。</p>			

付託委員会

議会運営委員会